

「納税の猶予制度の特例」の適用後の状況

令和4年1月25日
国 税 庁

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対し、納税者の置かれた状況や心情に十分配慮して納税者の実情を的確に把握した上で、迅速かつ柔軟な猶予制度の適用に努めています。

令和2年4月30日に施行された「納税の猶予制度の特例」（特例猶予）の適用後の状況について、件数及び税額を取りまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

○ 特例猶予の適用後の状況（令和4年1月5日現在）

	件数	税額
令和3年11月末までに 特例猶予期限が到来したもの	(100.0%) 307,353件	(100.0%) 1,477,742百万円
完結	(75.0%) 230,627件	(90.5%) 1,336,858百万円
既存の猶予制度 を適用	(14.6%) 45,017件	(6.0%) 88,254百万円
相談中など	(10.3%) 31,709件	(3.6%) 52,630百万円

(注) 1 「相談中など」には、既存の猶予制度の審査や納付の相談を行っているものなどが含まれる。

(注) 2 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合がある。

(参考) 特例猶予の適用状況

	件数	税額
令和2年4月～ 令和3年2月	322,801件	1,517,647百万円

(注) 1 令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象。納期限までに申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）され、令和3年3月31日までに許可したもの。

(注) 2 既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない。

(参考 1) 特例猶予の適用後の状況 (税目別件数)

(単位: %、件)

	令和3年11月末までに 特例猶予期限が到来したもの			
		完結	既存の猶予 制度を適用	相談中など
全税目	(100.0) 359,937	(75.9) 273,132	(14.0) 50,435	(10.1) 36,370
所得税	(100.0) 80,085	(71.0) 56,860	(13.9) 11,166	(15.1) 12,059
内 源泉所得税	(100.0) 33,450	(73.9) 24,726	(10.5) 3,508	(15.6) 5,216
内 申告所得税	(100.0) 46,635	(68.9) 32,134	(16.4) 7,658	(14.7) 6,843
法人税	(100.0) 23,791	(83.4) 19,843	(8.0) 1,895	(8.6) 2,053
消費税及び 地方消費税	(100.0) 234,148	(75.9) 177,625	(15.3) 35,846	(8.8) 20,677
その他税目	(100.0) 21,913	(85.8) 18,804	(7.0) 1,528	(7.2) 1,581

(注) 1 括弧内の数値は、各税目における適用後の状況の構成比を表す。

(注) 2 「特例猶予の適用後の状況」の件数1件に複数の税目が含まれる場合があるため
全税目の件数は「特例猶予の適用後の状況」の件数と一致しない。

(参考2) 特例猶予の適用後の状況 (税目別税額)

(単位: %、百万円)

	令和3年11月末までに 特例猶予期限が到来したもの			
		完結	既存の猶予 制度を適用	相談中など
全税目	(100.0) 1,477,742	(90.5) 1,336,858	(6.0) 88,254	(3.6) 52,630
所得税	(100.0) 105,321	(83.5) 87,986	(9.2) 9,742	(7.2) 7,594
内 源泉所得税	(100.0) 75,911	(89.2) 67,744	(5.2) 3,914	(5.6) 4,254
内 申告所得税	(100.0) 29,410	(68.8) 20,242	(19.8) 5,828	(11.4) 3,340
法人税	(100.0) 436,472	(97.1) 423,917	(1.6) 6,851	(1.3) 5,705
消費税及び 地方消費税	(100.0) 891,828	(87.7) 782,324	(8.0) 71,092	(4.3) 38,413
その他税目	(100.0) 44,120	(96.6) 42,632	(1.3) 569	(2.1) 918

(注) 1 括弧内の数値は、各税目における適用後の状況の構成比を表す。

(注) 2 各々の計数において、百万円未満を四捨五入していることから、全税目の構成比は各税目の構成比の合計と一致しない。